

ピクテ・ファンド・フラッシュ 2019年1月31日
ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)

Pictet Fund Flash

破産法申請のPG&E(当ファンドでの保有なし)の他への影響は限定的

米カリフォルニア州での大規模な山火事を巡り、同州のPG&Eが2019年1月29日、破産法の適用を申請しました。同社の株価は2018年11月以降大幅に下落していましたが、他の米国の公益株式、世界の公益株式への影響は限定的で株価は小幅ながらもプラス(現地通貨ベース)となっています。こうしたリスクに対しては、銘柄や国等の分散投資が重要であると考えます。

山火事を受けてPG&Eの株価は下落(当ファンドでの保有はなし)

米カリフォルニア州での大規模な山火事を巡り、同州の公益事業会社PG&Eの設備不具合が出火の原因となった可能性が指摘される中、同州の知事や議会が同社の支援に動かないことから、山火事に関連した負債が拡大するとの懸念が台頭し、同社の株価は2018年11月以降、大幅な下落となりました(図表1参照)。そして、2019年1月29日、同社は米連邦破産法第11条(民事再生法に相当)の適用を申請しました。

当ファンドでは、世界の公益株の中でも配当利回りに注目した投資を行っています。PG&Eは無配企業であり、また、財務体質もぜい弱であることなどから、当ファンドでは投資を行っていません。

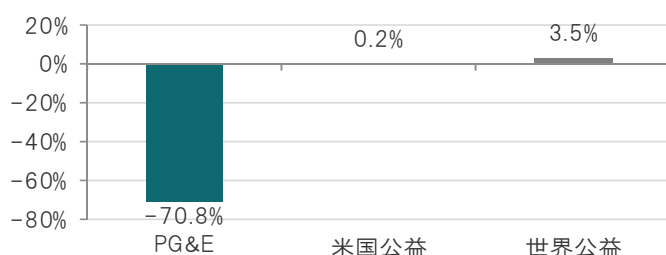
他の公益企業への影響は限定的。こうしたリスクには、分散投資が重要

PG&Eを巡るこうしたニュースの、他の米国の公益企業に対する影響は極めて限定的とみられます。2018年11月以降足元(2019年1月30日)までの株価動向をみると、PG&Eの株価が大幅下落したのに対して、米国の公益株式、さらには世界の公益株式は小幅ながらプラスとなっています(現地通貨ベース)(図表1参照)。

また、同じくカリフォルニア州で事業を展開し、2018年12月末時点の当ファンドの組入上位10銘柄にもあるセンブラ・エナジー(米国)の株価は、同期間(2018年10月31日~2019年1月30日)で+4%(現地通貨ベース、配当含まず)となっています。こうした背景には、センブラ・エナジーが同州における事業比率が比較的小さく、かつ、安全性が高く、しっかりとしたモニタリングを通じて山火事等のリスクをコントロールできる体制を有していたこと、より強固な財務基盤を有していることなどがあると考えられます。

このような個別銘柄特有のリスクの発生の可能性もあることから、銘柄分散が重要であると考えられます。当ファンドでは2018年12月末時点で66銘柄に分散投資を行っています(図表2参照)。

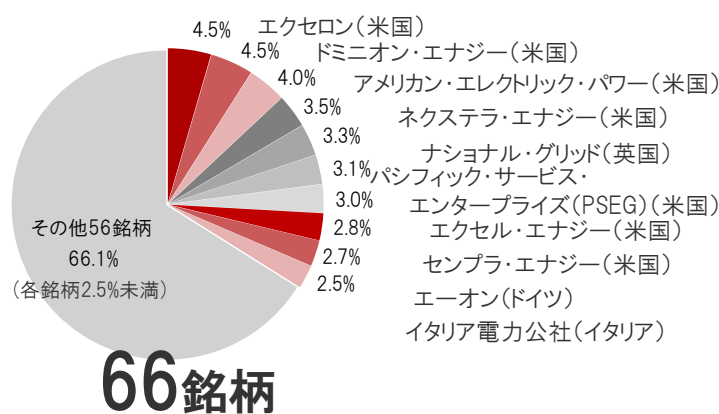
図表1:2018年11月以降足元までの株価騰落率
日次、現地通貨、期間:2018年10月31日~2019年1月30日



※米国公益:MSCI米国公益株価指数、世界公益株式:MSCI世界公益株価指数 すべて配当を含まず、出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

記載の指数はあくまでも参考指数であり、特定のファンドの運用実績を示すものではありません。データは過去の実績であり将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

図表2:当ファンドの銘柄別組入状況
2018年12月末時点



※組入状況はピクテ・グローバル・インカム株式ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。※その他には預金等を含みます。※各項目ごとに四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

データは過去の実績であり将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

記載された銘柄はあくまで参考として紹介したものであり、その銘柄・企業の売買を推奨するものではありません。データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(次ページにつづく)※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

さらに、公益セクターの特徴として、地域間の相関が相対的に低いという点があり、グローバルでの分散投資により、リスク低減効果が期待できます。

世界株式全体(図表3のグレーの棒グラフ)をみると、地域間での相関が比較的高く(=地域分散によるリスク低減効果がききにくい)なっています。

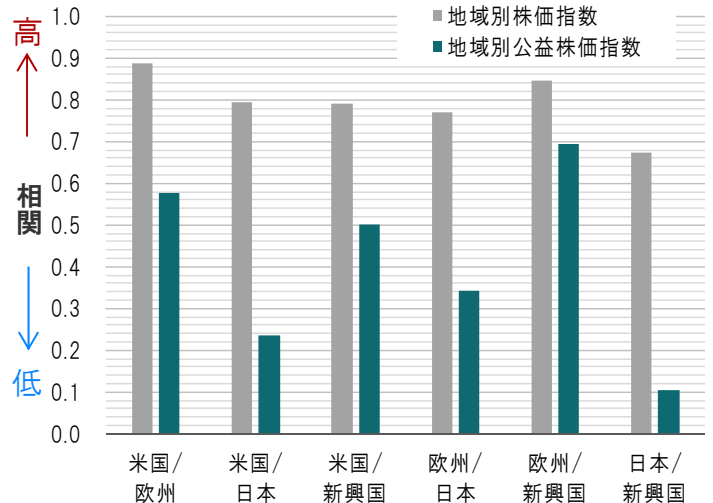
一方、公益株(図表3の緑の棒グラフ)はいずれの組み合わせでも、地域間の相関が世界株式全体よりも低く(=地域分散によるリスク低減効果がききやすい)なっています。こうした特徴の背景には、それぞれの地域内で事業基盤を有している企業が多く、また規制も各国ごとに異なっているということがありと考えられます。

当ファンドでは、2018年12月末時点で世界21カ国の公益企業に投資を行っており、国の分散投資も実現されています。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

図表3: 地域間相関: 地域別株価指数と地域別公益株式

円換算、月次、期間: 2008年12月末～2018年12月末現在



※地域別株価指数: MSCI米国株価指数、MSCI欧州株価指数、MSCI日本株価指数、MSCIエマージング株価指数

※地域別公益株価指数: MSCI米国公益株価指数、MSCI欧州公益株価指数、TOPIX公益株価指数、MSCIエマージング公益株価指数

出所: トムソン・ロイター・データストリーム、MSCI、ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問株式会社作成

記載の指数はあくまでも参考指数であり、特定のファンドの運用実績を示すものではありません。データは過去の実績であり将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【運用実績】当ファンドの設定来からの運用状況

期間: 2005年2月28日～2019年1月30日



※基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

データは過去の実績であり将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

[〈詳しくは投資信託説明書\(交付目論見書\)でご確認ください〉](#)

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

一分対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

一収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の決算時には、原則として決算時の基準価額が 1 万円を超えている場合は、毎月の分配金に 1 万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1 万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット EUR(当資料において「ショートターム MMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

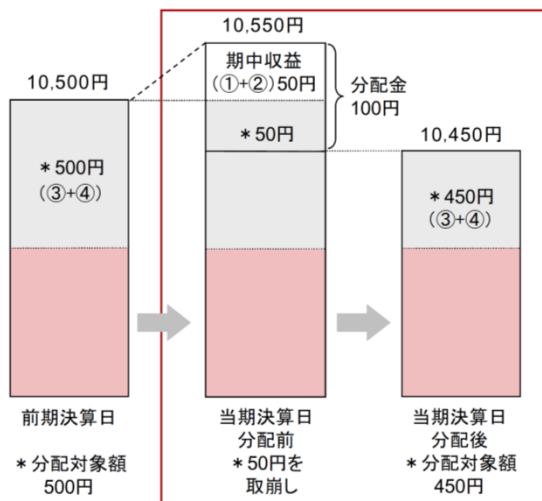
投資信託で分配金が支払われるイメージ



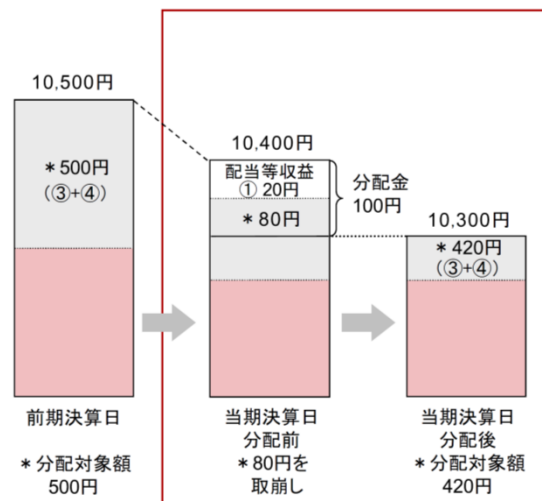
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

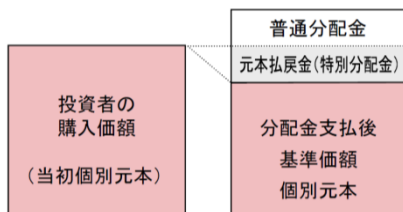


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

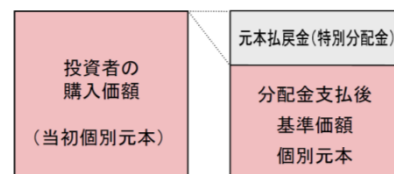
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ※2018年12月3日以降、以下のとおり変更いたします。 ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.78%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.188%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%
投資対象とする 投資信託証券	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド		純資産総額の年率0.6%
	ショートターム MMF EUR クラスI 投資証券		純資産総額の年率0.3%(上限)
	クラスP 投資証券、クラスPdy 投資証券		純資産総額の年率0.45%(上限)
	(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率1.788%(税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】
<https://www.pictet.co.jp>



受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)
 <再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社>

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○		
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○		○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○		
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○		
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○		
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号	○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局(登金)第1号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第16号	○		○
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○		

販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	○
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○		
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○	○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	

当資料で使用したMSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。